従業員数の報告にかかる覚書

○○（以下「甲」という）と✕✕（以下「乙」という）は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（通称：中小受託取引適正化法、以下「取適法」という。）」への対応として、乙の従業員数の報告に関し、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条（目的）

本覚書は、甲が乙との取引において取適法の適用関係を判断するために必要となる、乙の「常時使用する従業員の数」（以下「従業員数」という。）の報告手続を定めることを目的とする。

第2条（用語の定義）

「従業員数」とは、取適法における「常時使用する従業員の数」をいう。

2.乙は、従業員数を、乙の賃金台帳の調製対象となる労働者数等により算定する。

3.本覚書における「報告」とは、乙が甲に対し、従業員数及び算定基礎（基準月等）を通知することをいう。

第3条（判断時点・基準月）

従業員数は、原則として、甲が乙に対して製造委託等を行う時点の従業員数により取り扱う。

2.ただし、当月をN月とするとき、乙が前々月（N-2月）に賃金を支払った労働者数を、前月（N-1月）末までに賃金台帳等により把握し、甲が把握可能となるよう回答した場合、当月（N月）の委託における従業員数として当該数を取り扱うことができる。

3.乙は、甲から基準月の指定（例：N-2月基準）を求められた場合、合理的な範囲で協力する。

第4条（報告方法）

乙は、甲から従業員数の確認を求められた場合、遅滞なく、次の事項を報告する。

1. 基準月（例：N-2月）
2. 従業員数
3. 算定方法の概要（賃金台帳等に基づく旨）

(4)作成日、担当者名、連絡先

2.報告は、電子メール、書面、又は甲乙が別途合意する方法で行う。

3.乙は、賃金台帳の閲覧・写しの提出を当然に負うものではない。

第5条（表明保証）

乙は、報告内容が、報告時点において乙が合理的に把握可能な資料（賃金台帳等）に基づき作成されたものであることを表明し保証する。

2.乙は、報告後に誤りを発見した場合、速やかに甲へ訂正報告を行う。

第6条（誤回答時の取扱い）

乙の誤回答により、甲が取適法の適用がないものと誤認し、甲の対応に影響が生じた場合、乙は速やかに協議に応じ、甲が是正対応を行うために合理的な範囲で協力する。

2.甲は、訂正報告を受けた場合、必要に応じて取引条件・運用の見直しを行う。

第7条（守秘義務）

甲は、乙から受領した従業員数その他本覚書に基づき得た情報を、取適法対応（適用関係の判断、社内統制、監査対応等）の目的に限り利用し、第三者へ開示しない。

2.ただし、法令・行政機関の要請、監査法人・弁護士等の守秘義務を負う専門家への開示、又は甲のグループ内で同目的の範囲で共有する場合はこの限りでない。

第8条（保存）

甲は、受領した報告内容を、社内規程に従い適切に保存する（目安：●年）。乙は、報告の根拠資料を法令・社内規程に従い保存する。

第9条（有効期間）

本覚書の有効期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。ただし、期間満了の●日前までに甲乙いずれからも書面による異議がない場合、同一条件で●か月更新する。

第10条（協議）

本覚書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合、甲乙は誠実に協議し解決する。

第11条（合意管轄）

本覚書に関する訴訟については、甲の住所地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本覚書締結の証として、本書を2通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　氏名（会社の場合会社名及び代表者名）　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　氏名（会社の場合会社名及び代表者名）　　　　　　　　　印